

多摩地区保護司会連絡協議会専門部および事業実施準備委員会規程

制定 平成元年 8月22日
改正 平成6年 3月22日
同11年 3月12日
同22年11月29日
同28年 5月16日
同29年 5月23日
令和6年 6月10日

第1条 多摩地区保護司会連絡協議会（以下「多摩連」という。）規約第5条により規定する事業を行うため、次の専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 研修部
- (3) 地域活動部
- (4) 広報部

第2条 専門部の定員は、次のとおりとする。

- (1) 総務部 25名以内
- (2) 研修部 25名以内
- (3) 地域活動部 25名以内
- (4) 広報部 25名以内

第3条 専門部が分掌する会務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部
 - ①各地区保護司会総務部等との連携および情報交換に関すること
 - ②保護司に対する慶弔に関すること
 - ③その他、他の部に属さないこと
- (2) 研修部
 - ①各地区保護司会研修部との連携および情報交換に関すること
 - ②その他、研修に関すること
- (3) 地域活動部
 - ①各地区保護司会地域活動部との連携および情報交換に関すること
 - ②犯罪予防に関すること
- (4) 広報部
 - ①各地区保護司会広報部との連携および情報交換に関すること
 - ②その他、広報に関すること

第4条 部会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|----|
| 部長 | 1名 |
| 副部長 | 1名 |

第5条 部長は、部の活動を総括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは職務を代行する。

- 3 部員は、部の活動に協力する。
- 第6条 部長は、多摩連副会長を充て、その配属は、多摩連会長および副会長が協議の上、決定する。
- 2 副部長は、常任理事を充てる。
- 3 部員は、多摩連理事を充て、理事はいずれかの部に所属し、その配属は地区保護司会長が推薦し、理事会が承認する。

第7条 部会は、必要に応じて部長が招集し、部長が議長となる。

第8条 理事会で決定された事業を行う場合で、特に考慮する必要があるときに、事業実施準備委員会を設置することができる。

第9条 準備委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
書記	2名

第10条 委員長は、準備委員会の活動を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定めておいた順序により、委員長の職務を代行する。
- 3 書記は、準備委員会の活動を記録する。
- 4 委員は、準備委員会の活動および事務を処理する。

第11条 委員長は、多摩連会長を充てる。

- 2 副委員長は、事業を分掌した専門部の部長、該当地域の地区保護司会長をもって、これに充てる。
- 3 書記は、委員の互選により選出する。
- 4 委員は、副委員長のうち、該当地域の地区保護司会長が推薦した関係団体等に所属する者をもって、これに充てる。

第12条 準備委員会は、必要に応じて委員長が招集し、副委員長が議長となる。

付 則 この規程は、平成元年8月22日から施行する。